

証券税制

- 軽減税率適用に上限？ -

制度調査部

吉井 一洋

損益通算は2009年から

【要約】

12月11日の朝刊各紙等では、自民党の税制調査会（自民税調）が、上場株式等の配当・譲渡益への10%税率について、上限を設けた上で、存続させる案を固めたと報じられている。

各報道をまとめると、次のとおりである。

譲渡益の10%税率については、一定額（300万円～1,000万円？）の上限を設けた上で、1～2年延長する。

一定額（10万円～150万円？）以下の配当は10%税率を継続する。

2009年から株式の配当と譲渡損益の損益通算を実施する。

上記の案の場合は、譲渡益や配当が上限金額内であることを確認するため、源泉徴収特定口座でも、年間取引報告書を税務当局に提出することになる。

自民税調は、11日・12日中にも内容を決定する模様である。その後、与党内での調整を行い、13日公表予定の大綱に盛り込む。

12月11日の朝刊各紙及び時事通信の報道によれば、自民党の税制調査会（自民税調）が、上場株式の配当・譲渡益の10%税率について、限度額を設けた上で、適用期限を延長する旨を固めたと報じている。以下、これまで報じられた内容を整理する。なお、文中の金融庁案・財務省案の内容は、あくまで報道をベースとするものである。

1. 配当課税

上場株式等の配当に関しては、2009年3月末まで10%税率が適用される。財務省は少額配当（1年間の受取配当額が10万円以下？）についてのみ、この10%税率の適用期限を延長する案を示している。これに対して、金融庁は金額の制限を設けず、配当の10%税率を恒久化する案を示している。

報道によれば、現在のところ、金額に上限を設ける案が優勢なのである。上限金額については、30万円～50万円、50万円程度、百数十万円、50万円～150万円と様々な金額が報じられており、まだ固まっていない。



上限金額は、上場株式の配当だけでなく、公募株式投資信託の分配金・解約差益、上場 REIT の分配金、外国上場株式の配当や外国公募株式投資信託の分配金なども含めた、現在 10% の税率が適用されている配当・分配金の年間合計によるものと思われる。これらも含めた場合、市場の動向によっては、富裕層でなくても、上記の上限金額を超過することは、起こりうるであろう。

上限金額については、次の 2 通りの考え方がある。

年間配当金額が一定金額以下であれば 10%、一定金額超となった場合は、配当全体に 20% の税率を適用

年間配当金額のうち、一定金額以下の部分は 10%、一定金額超の部分は 20% の税率を適用する。

の方法の場合、の方法に比べて税負担が軽減されるが、納税事務が複雑になる。例えば、譲渡損を配当と通算する場合、配当のうちの 10% 税率適用部分と 20% 税率適用部分のどちらから先に控除するかなどの問題が生じる。

延長後の 10% 税率の適用期限については、明確でない。10% 税率の恒久化が望まれるところではあるが、現在の適用期限から 2 年程度の延長とする報道、5 年程度の延長との報道もある。

2. 譲渡益課税

上場株式等の譲渡益に対する 10% 税率の適用期限は 2008 年末である。この株式譲渡益に関しては、一定金額以内であれば 10% 税率の適用期限を延長するという金融庁案をベースに検討が進んでいる旨が報じられている。2008 年末までに取得した分についてのみ 2 年間税率を 10% とするという財務省案は、実務的ではなく、検討対象からははずされている模様である。

上限金額については、年間 500 万円前後、300 万円～500 万円、500 万円～1000 万円など、様々な報道がなされている。譲渡益のうち上限以下の部分は 10%、上限超の部分は 20% の税率を適用することを想定している模様である。

上限金額は、上場株式だけでなく、公募株式投資信託、上場 REIT、外国上場株式、外国公募株式投資信託の売却益も含めた、現在 10% の税率が適用されている売却益の年間合計によるものと思われる。これらも含めた場合、500 万円程度の上限であれば、市場の動向によっては、富裕層でなくても、超過することは、起こりうるであろう。

10% 税率の適用期限の延長期間は 1～2 年と報じられている。

3. 損益通算

上場株式等の配当と譲渡損益の損益通算については、2009 年から導入する方向で調整が進んでいる模様である。遅くとも 2010 年には特定口座での通算も可能となるものと思われる。

金融庁案では、損益通算の額に上限を設けないこととしている。これに対して財務省案は上限を設

けることとしている。この点について、報道では特に触れられていない。

4. 年間取引報告書等の提出

源泉徴収付の特定口座の場合、確定申告は不要であり、年間取引報告書も税務当局には送付されない。そのため、税務当局は証券会社の顧客の源泉徴収付特定口座の譲渡損益がいくらであるか把握することはできない。源泉徴収付特定口座で配当を受け取れるようになった場合は、配当についても把握できなくなる。したがって、源泉徴収付特定口座で取引している個人の顧客の年間配当や年間譲渡益が 10% 税率を適用される限度額以下であるか超過しているかを税務当局が確認することは困難である。

だからといって、特定口座を管理する証券会社側が確認することもできない。個人の顧客が証券会社 A, B, C に特定口座を持っている場合、証券会社 A はこの顧客が B, C で受け取っている配当金額、譲渡益が上限以下に収まっているか把握することはできない。証券会社 B, C においても同様である。したがって、証券会社が顧客が 10% 税率の上限金額を超過したか否かを把握し、超過した顧客に対して 20% の税率を適用することは、各証券会社間で名寄せでもしない限り無理である。

したがって、配当や譲渡益に対する 10% 税率適用に上限が設けられた場合、現実的な対応としては、次の方法によることになる。

源泉徴収付特定口座では配当や譲渡益に対して 10% の税率で源泉徴収を行う。

年間の受取配当金額、譲渡益が限度額を超過した顧客は、自分で確定申告を行う。

源泉徴収付特定口座からは、年間取引報告書を年 1 回、税務当局及び顧客に送付する。年間取引報告書には配当・譲渡損益の損益通算後の損益と、損益通算前の配当金額・譲渡損益を記載する。

顧客は、年間取引報告書に基づいて税額を計算し確定申告を行う。

税務当局は証券会社から提出された年間取引報告書を用いて、限度額を超過している納税者がいないかを確認する。